



## iDeCo 加入後に知っておきたいこと

N02

社会保険労務士 1級 DC プランナー(企業年金総合プランナー) 石渡 和巳

### iDeCo 加入者が年末調整で行うこと

iDeCo の掛け金は、年末調整の際に申告して、所得から差し引くことが可能です。その結果、所得税と住民税の課税額を減らすことができます。iDeCo の掛け金は、**小規模企業共済等掛金控除**という所得控除の対象です。年末調整や確定申告の際に申告することで、掛け金の分を全額、所得から差し引くことができます。

小規模企業共済等掛金控除で節税できる所得税の額は、「1年間の掛け金×所得税の税率」で求められます。例えば所得税率が20%の人が毎月2万円の掛け金を支払った場合の節税額は、 $24\text{万円} \times 20\% = 4\text{万}8,000\text{円}$ になります。

### 1・年末調整が必要な場合・不要な場合

iDeCo の掛け金を支払う方法には、加入者本人が納付する「個人払込」と、事業主が給与から天引きして納付する「事業主払込」の2つがあります。

事業主払込を選択している公務員や会社員の人は、年末調整の際に別途手続きなどを行う必要はありません。毎月の納付や年末調整にかかる控除額の計算は、事業主が代わりに済ませてくれているためです。

個人払込を選択している場合には、会社員や公務員であっても年末調整の手続きが必要です。

### 2・年末調整時に必要な書類

「個人払込」でiDeCoの掛け金を納付している人は、毎年10月下旬ごろに国民年金基金連合会から発送される、「小規模企業共済等掛金払込証明書」が必要になります。

「事業主払込」の場合には、証明書は発送されません。

### 3・小規模企業共済等掛金払込証明書の 発送スケジュール

当年1月から9月までに払込実績があった加入者には10月下旬(2022年は10/27)に、当年10月に初回払込実績があった加入者には11月下旬(2022年は11/24)に、当年11月に初回払込実績があった加入者には12月下旬(2022年は12/22)に、当年12月に初回払込実績があった加入者には翌年1月下旬(2023年は1/24)に発送されます。

### 参考資料

#### iDeCo公式サイト

iDeCo 加入者掛金に係る令和4年分の小規模企業共済等掛金払込証明書(控除証明書)の発行時期と対象となる方

<https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/kojyo202210.pdf>

#### iDeCo公式サイト

かんたん税制優遇シュミレーション

<https://www.ideco-koushiki.jp/simulation/>

